

剣淵町では、12月1日からヘルプマークおよびヘルプカードの配付を開始します。

これは、北海道が推進している事業です。

(1) ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が着用することで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせて、援助を得やすくするものです。

ヘルプカードとは、障がいなどをお持ちの方が持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などに提示することで、手助けを求めるものです。

(2) 配付対象者

ア ヘルプマーク

外見からは配慮や援助が必要と分かりにくい方

(義足や人工関節を使用している方、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がいの方、難病の方、妊婦初期の方など)

- * ヘルプマークの配付に当たっては、手帳などの提示は不要ですが、氏名や必要な理由(障がいの有無など)について、受付時に記載していただく必要があります。

イ ヘルプカード

障がいなどがあり、周囲から手助けが必要な方

<ヘルプマーク>



<ヘルプカード>



(3) 配付場所

健康福祉課保健グループ

剣淵町仲町28番1号 剣淵町健康福祉総合センター内

TEL0165-34-3955